

小規模保育事業所 A 型等における保育士配置に係る特例について

1 概要

平成 28 年 2 月 18 日に公布された保育士配置基準に係る厚生労働省の改正省令を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正内容について

保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足していることに鑑み、小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所（定員 20 人以上）における保育士の職員配置について、当分の間、下記の特例を設ける。

① 児童が少ない時間帯の複数配置規定の緩和

全ての保育時間帯において、2 人以上の保育士を配置するものとしていた規定を緩和し、登園児童に対して必要な保育士数が 1 人の場合、保育士 1 人の配置に加えて、もう 1 人は「区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（※）」の配置で可とする。

② 幼稚園教諭等の活用

認可基準上の必要保育士の算定については、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭も保育士みなし職員として取り扱えるものとする。

③ 11 時間開所に伴う人員配置の弾力化

11 時間開所 8 時間労働としていることにより、認可基準上の必要保育士保育士数（例えば 10 名）を上回って、出勤を要する保育士数（例えば 10 名に追加する 3 名）について、「区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（※）」を保育士みなし職員として活用可能とする。

④ その他

幼稚園教諭等、「区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（※）」を保育士みなし職員として配置する場合にあっては、認可基準上の必要保育士数の 3 分の 2 以上は、保育士（有資格者）を置かなければならない。

※「区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」

☞認可保育所、東京都認証保育所等の施設で、継続して 1 年以上乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者（継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均 80 時間以上とする。）、家庭的保育者又は都の実施する子育て支援員専門研修を修了した者とする。

☞上記のいずれかの要件を満たすことに加え、施設長及び設置者の代表者が保育士と同等の職務を適切に行えると判断した者に限るものとする。

3 施行日

公布の日から施行する。

4 その他

都は、厚生労働省の改正省令を踏まえ、認可保育所の保育士配置について同内容の特例を導入しているところである。